

令和 3 年度  
事業計画書

社会福祉法人  
春日市社会福祉協議会

# 令和3年度 事業計画

## 1. 基本方針

令和3年4月から施行される社会福祉法改正では、新たに「地域福祉の推進」について条文の筆頭に、「地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し共生する地域社会の実現を目指して行わなければならないこと」と改正され、より一層の地域住民参加による地域福祉の推進が掲げられました。

さらに、このことに向けた、包括的支援体制の整備を具体的に推進していくための「重層的支援体制整備事業」も新たな施策として創設され。制度・分野の枠や、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と社会がつながり、生きがいや役割を持ち助け合いながら暮らしていくことのできる「地域共生社会」に向けた取り組みに努め、地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対する支援体制の構築として示された3つの支援「①断らない相談支援。②参加支援。③地域づくりに向けた支援。」

に対し、これまで取り組んできた経験と実績を踏まえながら、時代の変化に合わせ、役割と機能について確認するとともに、将来

を見据え具体的な戦略をもって取り組み、地域福祉を推進する中核的な組織として、より多くの主体的参加を求めながらさまざまな事業活動に取り組んでまいります。

また、このような地域共生社会の実現に向け地域住民や関係機関・団体等との連携・協働による、包括的な支援体制を目指す上で、社協内の部門間連携を徹底していくため組織改編を行い価値観と総合力をさらに発揮し社協の強みを出していくとともに、有する資源・ネットワーク力を活かし事業に努めてまいります。

次に、新規事業として成年後見制度利用促進法による中核機関事業を受託します。これは、「春日市成年後見制度利用促進基本計画」の要となる事業であり、既に本会が実施している「福祉サービス利用援助事業」「法人後見人事業」ともに、今後ますます重要性を増す権利擁護支援について新たな制度（事業）を取り組み、総合的な事業展開を図っていきます。

最後に、今年度から第4次春日市地域福祉活動計画の開始の年となります。今回も引き続き「春日市地域福祉計画」と一体的に策定し、第3次からの課題等を共有・改善し更なる発展に向け連携を深めて、地域福祉の一層の推進を図っていきます。

## 2. 基本計画

### 事業福祉課 事業総務担当

#### 1. 法人運営事業

地域住民や関係機関・団体等の皆様から信頼される『社協』を目指し、役職員一体となった法人運営に努めます。

##### (1) 財務規律の強化と適正かつ公正な支出管理

- 社会福祉充実残額の明確化を図ります。
- 地域における公益的な取り組みを継続的に支援します。
- 限られた財源の有効活用に努めます。  
(集中化・重点化・効率化)
- コスト意識の徹底と経費削減に努めます。

##### (2) 効率的かつ柔軟な事業運営と健全経営

- 住民から信頼される活動や事業の充実を通じ、安定した公費の確保に努めます。
- 介護保険事業等の見通しと収支管理を徹底します。
- 利用料収入、事業収入等の拡充に努めます。
- 事務の簡素化・見える化を進めるため、担当者と協議を行いながら様式整備等をすすめます。

##### (3) 民間福祉事業活性化による財源確保の促進

- 赤い羽根共同募金運動の更なる推進、配分金を財源とした

地域福祉活動の活性化に繋いでいきます。

- 福社会員制度の取り組みを通じて、市民相互の助け合いの意識を高め、更なる会員加入並びに福祉協賛店促進に取り組みます。
- 寄付金財源による福祉活動の周知を図り、寄付の増加に努めます。

##### (4) 組織・職員スキルの向上

- 職員スキル向上を図るため、積極的な研修参加やその環境支援に努め、職員別の研修計画を作成します。
- 職員の業務事務の円滑化、責任の明確化及び職員間の連携深化に努めます。
- 実施事業の進捗、内容状況を確認しながら課題・問題点を検証し事業資質の向上を図ります。
- 人事評価制度の運用にあたり、職員の目標管理と業務遂行状況管理を基に組織全体のスキル向上に努めます。

##### (5) 関係機関との連携強化

- 関係行政機関や福祉関連団体との連携を深め、その他の団体や法人との関係づくりと連携を図り、「地域共生社会の実現」に向けた取り組みを進めます。
- 行政との良好で強固なパートナーシップ構築の基、継続的な「持続的な地域福祉の推進検討会議」を開催し、共通認識をもった中長期的な春日市の福祉施策に取り組みます。

## (6) 感染拡大予防対策

- 新型コロナウイルス感染症拡大予防対策を講じながら状況に即応していくとともに、ウイズコロナ禍の事業や業務の新たな対応に努めて参ります。

## 2. 市民福祉の拠点としての福祉センターの充実

### (1) 福祉活動の場として多くの市民が利用できる福祉センター

- 福祉センター駐車場移転に伴い、駐車可能台数が減少しましたが、全体の使用状況を管理することで市民福祉活動の拠点として継続的な利用促進に努めます。
- 福祉センターの修繕改修により長寿命化を図り、維持管理に努めてきましたが、建設から43年を経過することから、行政と連携した今後の福祉センターの在り方について協議を行います。

## 3. 生活福祉資金貸付事業

新型コロナウイルス感染症対応特例貸付の緊急小口資金・総合支援資金を利用した世帯が多数に上っています。貸付終了後の状況確認を行い、収入面以外の世帯が抱える課題についても目を向け、生活困窮者支援担当を含めた他部署・他機関との連携強化を図り、世帯の生活安定と自立に向けた支援を行っていきます。

### (1) 貸付制度の対応力強化

- 生活困窮者自立支援制度との連携を深めます

- 新型コロナウイルス感染症蔓延時や災害時など、膨大となる特例貸付ニーズに対して迅速に対応できるよう努めます。

## 4. 子育て地域推進事業

### (1) 子ども一時預かり事業「おおきくな〜れ！」

- 子育て家庭へ、親が子どもへ向かい合う心のゆとりを育む育児支援を目的に実施します。
- 毎月二回開催（第二、四金曜日）

## 5. 高齢者生きがいづくり事業

### (1) はつらつ会（高齢者生きがい対応サービス）

- 65歳以上の閉じこもりがちの方を対象に、生きがいや仲間づくりと介護予防を目的に実施します。
- 週一回開催（木曜日）

## 6. 広報・啓発活動の充実

(1) 本会事業や福祉の情報発信として広報紙発行を行い、各世代の住民の方へ、福祉に関心を寄せる広報紙づくりに努めます。

(2) 広報委員会等で既存の方法だけでなく新たな対象、新たな方法での広報啓発活動について調査・研究をすすめます。

(3) ホームページによる情報発信

- 社協事業やイベント等、各種情報発信を迅速に行い、絶えず新たな福祉情報を発信できるよう体制を整備します。
- ホームページとリンクするSNSの活用方法等検討研究を

行い情報発信力の向上に努めます。

(4) イベント等を通じた広報・啓発活動

- ・様々な機会を利用し、のぼり旗やチラシ等を用いて地域福祉活動をはじめとした幅広い社協活動を分かりやすく周知できるよう広報・啓発に努めます。

**事業福祉課 老人福祉センターナギの木苑担当**

1. 老人福祉センター「ナギの木苑」運営

新型コロナウイルスの影響で、高齢者の健康に様々な影響が懸念されます。公の施設であるナギの木苑は、国・県・市が発信する感染症対策の基本的対処方針などを踏まえた施設管理・運営を行い、利用者が安心して利用できる施設として、各種教室や趣味の教室事業などを通じて、元気づくり、生きがいづくり、仲間づくりを推進します。

(1) 感染拡大予防対策

- ・春日市老人福祉センターナギの木苑「新型コロナウイルス感染症感染拡大予防の基本的な考え方」を示し、感染拡大予防対策を行います。

(2) 多様な利用者に対しての適切かつ配慮ある対応

- ・公の施設を管理運営することを念頭におき、市民サービスやお客様の立場にたった、公正・公平・平等性を遵守し、

親切・丁寧な対応に努めます。

(3) 老人福祉の増進等を図る事業の充実

- ・感染拡大予防策を講じ、安心して参加ができる介護予防教室や健康づくり講座を開催するとともに、感染者の減少や感染リスクが低下するまでの間、事業の内容を工夫するなど、元気づくり、生きがいづくり、仲間づくり活動を推進します。

(4) 安全管理に関する取り組み

- ・職員の危機管理意識を高めるとともに、日常から安全対策に努め、利用者が気持ちよく、安心して過ごせる環境に努めます。
- ・防犯・防災・事故防止等の安全管理対策の徹底
- ・公衆浴場法の浴場・水質基準等の衛生管理の徹底
- ・緊急時・災害時に対応できる訓練と学習

**事業福祉課 ホームヘルパーステーション担当**

1. ホームヘルプサービス

利用者が可能な限り、住み慣れた自宅において、その能力に応じ自分らしく自立した日常生活が維持継続できるよう、介護・福祉の専門職として、質の高い自立支援を目指したサービスの提供に努めます。

(1) 地域に密着した事業所力の発信

社協のヘルパー事業所として、利用者の身近な相談役を担い、社協ならではのネットワーク力を活かし、地域共生社会の実現の役割を担えるよう努めます。さらに、在宅医療・介護多職種のサービスや地域の関係機関と連携を取り合い、安心して信頼していただける事業所を目指します。

(2) 個別的な介護サービスの提供

利用者の生活習慣や価値観を尊重しつつ、心身の状況・環境を十分に把握した上で、個別介護計画のもとニーズにあったサービスを提供し、個別の目標達成の支援に努めます。

(3) 専門的なサービスの提供と人材育成

質の高い専門的介護を提供していくため、外部研修・内部研修への参加を積極的に促し、ヘルパー個々の知識・技術等の資質向上を目指し、サービスに活かせるよう努めます。

(4) 収支管理と適正な事業所運営

制度や報酬改定にともなう、運営管理への意識徹底を高め、効率的で適正な事業所運営に取り組みます。

(5) メンタルヘルス（セルフケア）への配慮

活動中に生じた悩みを、ひとりで悩むことなく、職場内でお互いに相談し合える体制を作り、ストレスへの対処や解消方法、自己肯定感を高める研修などを実施するなどの環境整備に努めます。

(6) 感染予防対策の周知徹底

感染予防対策として、ヘルパーへの感染症に対する周知と体調管理、衛生管理を徹底するように努めます。毎日の検温、手指の手洗い消毒、マスクの着用など常時予防に努め、研修会などを通じて感染症に対しての正しい理解と適切な対応方法を学ぶよう努めます。

福祉推進課 地域福祉担当

1. 地域福祉活動推進支援事業

地域の住民が主体となり、地域の実情に応じた福祉活動がコロナ禍においても継続的に行われるよう創意工夫を凝らし支援を行います。訪問活動やサロン活動等の様々な活動による地域住民のつながりづくりを進め、誰もが安心して暮らすことができる福祉のまちづくりを推進します。また、地域における様々な福祉課題や生活課題の把握を行いながら、住民とともに課題解決への糸口の発見や自覚・共感を生み、お互いに支え合う「地域力」の発展・強化に向けて取り組みます。

(1) 地域福祉エリア（中学校校区）ごとの各地区活動への支援

- 地区の実情に応じた福祉活動支援、調整
- 地域ニーズに即した地域支援の展開
- 共感原理に基づく活動の推進
- 関係機関と連携した支援体制

- (2) 福祉情報の提供
  - ・自治会役員研修会や福祉委員会、研修会での情報提供
  - ・広報紙等での情報提供
- (3) 相談支援力の向上
  - ・「複合的課題」「世帯ごと」丸ごと受け止める対応力の構築・強化
  - ・多職種との連携・協働
  - ・総合的な相談力の向上
  - ・アウトリーチ等による福祉課題や生活課題の把握
- (4) 研修事業の充実
  - ・地域福祉活動者向けの研修会の実施
  - ・認知症サポーター養成講座・声かけ訓練の推進
- (5) 活動助成金の交付
  - ・地域福祉活動推進支援助成金の交付
- (6) 自治会（公民館）の福祉活動への支援
  - ・ふれあい・いきいきサロンへの支援
  - ・コミュニティカフェへの支援
  - ・子育てサロンへの支援
  - ・その他の地域福祉活動への支援

## 2. 地域支え合い活動（安心生活創造事業）の推進

「住民の気づき」を声や行動に出せる「新たな支え合い」活動としての促進を図り、地域で支援を求めている人や支援が必要な

人に対し住民相互の支援活動や地域住民のつながりの再構築を目指し、支え合い活動の拡充、深化に努めます。

- (1) 地域支え合い活動における支援ネットワークづくりの推進
 

各自治会の実情に応じた様々な取り組みの中で、要援護者等に対する情報把握や共有を図りながら、近隣住民等による日常の見守りや声かけと災害時支援の仕組みを通じて、ネットワークづくりの推進に努めます。また、活動の中から見られる多様で複雑化するニーズの解決のためにも、住民が主体的に行動する意義の浸透、醸成にも取り組んでいきます。

  - ・地域住民のニーズや特性に応じた支え合い活動推進支援
  - ・住民等への啓発活動強化（地域支え合い活動DVDの活用）
  - ・支援者のしおり（マグネット）の活用
  - ・地域支え合いマップの活用
  - ・地域の防災訓練や避難訓練との連携
  - ・行政、包括支援センター、民生委員児童委員、自治会等との連携
  - ・地域支援ネットワークづくり基盤整備事業助成金
- (2) みまもりホットライン（協力企業等からの相談窓口電話設置）
 

地域住民が主体となって実施している見守り活動に、日常業務で訪問を行なう企業等も加わった重層的な見守りの仕組みづくりを拡充し、普段と様子が違うなどの異変を察知した場合の、相談や通報等、見守りネットワークの構築を更に推進していきます。

### 3. 生活支援体制整備事業の推進

地域包括ケアシステムを推進していくために、地域の人々の声が届く仕組みづくりを担う「生活支援コーディネーター」業務において、高齢者を対象に進めてきた地域包括ケアシステムを今後、すべての地域住民にまで対象を拡大するとともに内容の進化に努めます。また、住民と共に「地域の特性に応じた地域づくり」を進めていけるよう努め、さらに、他機関、他分野との連携・協働の視点を持ち、地域共生社会の実現に向け取り組みます。

#### (1) 協議体開催の取り組み

- ・課題別協議体実施の新たな取り組みの検討

#### (2) 地域資源情報の整理更新

- ・民間企業等の地域貢献活動の把握
- ・生活（住まい）の社会資源の把握

#### (3) 関係者（機関）との情報交換、情報共有等ネットワークの構築

- ・社会福祉法人情報交換会の検討
- ・商工会や企業との情報交換と連携について検討

#### (4) 地域ニーズの把握

- ・地区座談会実施に向けての調査、調整、開催検討

#### (5) 地域共生社会に向けた取り組み

- ・相談機関連携会議に参加

### 4. 民生委員児童委員・主任児童委員との連携強化

地域の福祉活動を推進支援し要援護者への把握・訪問支援等、本会との連携を更に強化し活動の推進に努めます。

#### (1) 役員会並びに各地区定例会の参加

#### (2) 個別支援への連携・相談支援

### 5. 行政等関係機関との連携強化

地域における福祉課題の解決に向けて、行政や地域包括支援センター、サービス事業所、障がい関係機関、児童施設など様々な分野の機関との連携を図ります。また、定期的に会議に参加し、情報の共有や個別課題等の協議を行います。

### 6. 市民の福祉意識の啓発

福祉をより身近に感じてもらえるような情報提供や場の設定とともに、幅広い層への発信向上に努めます。

#### (1) 公式ウェブサイト、紙媒体などによる幅広い層への情報発信の工夫

#### (2) 住民が相互の多様性を理解し、地域で互助、共助、共生感を持ってもらえるような場の設定

### 7. 在宅介護者支援事業

介護を考える介護者のつどい（交流会）を実施し、在宅介護について、ともに学び・語り・共感することができる場づくりを行うなど在宅介護者への支援に繋いでいきます。



## 8. 子育て地域推進事業

### (1) 「春っ子ひろば」

子育て中の方へ、地域における子育て支援の推進活動として、子育てへの意欲向上と親の心のケアを図り、親と子どもの絆を深めることを目的に実施します。

- ・年一回開催

## 9. 地域交流事業（障がい者啓発事業）

障がいのある方とない方が集える地域交流事業や啓発支援を行い、障がいへの理解を深め、共に地域で生活していく住民としてのつながりや仲間づくりへの支援を行います。

## 10. 福祉団体等との連携・支援体制

春日市で活動している当事者・支援者団体が連携・情報交換できる場として、福祉団体等連絡協議会定例会議を通して、活動の活性化を促します。

- (1) 福祉団体定例会（2ヶ月に1回）開催
- (2) 福祉団体の実施事業への協力支援
- (3) 福祉団体への助成金交付

### 11. 災害時の福祉支援体制づくり

災害時における体制整備を図っていくため「地域支え合い活

動」などとの連携を活かすとともに、行政、関係機関、団体と協働した災害時の福祉支援体制づくりを進めます。

#### (1) 災害時の福祉支援体制づくり

- ・地域支え合い活動を活かした、災害時要援護者への支援体制づくりの推進
- ・筑紫地区社協災害時相互支援協定の履行

#### (2) 災害時における体制整備

- ・災害ボランティアセンター設置訓練の開催
- ・総合防災訓練への参画
- ・災害ボランティアセンターの設置・運営に関する協定書締結に向けた取り組み。

#### (3) 災害・緊急時支援物資の整備

- ・災害時や緊急時における支援物資（衣類、寝具類、食料品等）の整備

## 12. ボランティアセンター事業の充実

### (1) ボランティア活動相談・調整の充実

多様なボランティアニーズに対応するため、市民をはじめ、企業・団体などへのボランティア活動の啓発・推進を通して人材を掘り起こし、適切なマッチングを行います。また、関係する組織・団体などと協力・連携し、ボランティア活動に踏み出せていない方の学びの場や活動の場を設け、ボランティア活動に結び付くような支援に努めます。

- ① 活動者と活動先との適切な調整
- ② 情報発信や環境整備による活動の充実
- ③ 多様なニーズに対応するボランティア活動の調整
- ④ 災害支援等におけるボランティア活動情報の把握と調整
- ⑤ つながりやを絶やさない相談・調整活動の実施

## (2) ボランティア活動の支援

ボランティアは誰もが気軽に行える活動ですが、何らかの理由による活動への気後れや、参加する「きっかけ」が見つからず、活動につながらないことがあります。そのため、多くの情報をあらゆる世代に届くように努め、参加や継続がしやすくなるような工夫と環境整備に取り組んでいきます。

- ① ボランティアグループやNPO・市民団体・企業・大学等の活動情報の把握、提供
- ② 他機関のボランティアセンターとの連携や協働の構築
- ③ 地域のボランティア活動状況の把握とつながりの構築
- ④ 福祉ボランティア連絡協議会活動支援と入会促進
- ⑤ ボランティア交流会の内容の充実

## (3) ボランティアの育成促進

様々なボランティア活動が体験できる講座を実施します。体験を通して活動に必要な知識や技術を学び、継続して活動が行えるように支援します。

- ① 福祉ボランティア講座（点字）

- ② ボランティア入門講座（地区に分けて実施）  
（内容：キャップハンディ・疑似体験・当事者交流等）  
（活動体験：・一斉ボランティア ・いきいきフェスタ）
- ③ ガイドボランティアフォローアップ研修
- ④ 趣味、特技を活かすボランティア講座（運転・傾聴）
- ⑤ 災害ボランティア講座
- ⑥ 企業等に対するボランティア活動等の啓発

## (4) 広報・啓発の強化

ボランティア活動の活性化につながる、情報発信の強化に努めます。

- ① 広報紙「しあわせ」・ボランティア通信等の内容の充実
- ② ホームページ、SNS等を利用した情報発信

## 1 3. 福祉学習への支援

学齢期の児童・生徒に福祉についての学習の機会や教材を提供し、理解と関心を深めるとともに福祉意識の向上を図ります。

- (1) キャップハンディ等の体験学習の支援
- (2) 当事者及びボランティアグループとの交流学习支援
- (3) 福祉用具の貸出（DVD・疑似体験器具等）
- (4) 福祉教育読本の配布
- (5) 小・中学校の総合学習等における福祉教育の推進
- (6) 学生ボランティアへの活動体験

## 1 4. 住民参加型在宅福祉サービスの充実

### (1) 移送サービスの充実

公共交通機関では外出が困難な利用者（会員）に対し、住民同士が助け合える生活支援の仕組みの一つとして、住み慣れた地域で、暮らし続けられるよう支援に努めます。

- ① 活動参加者（協力会員）増加への取り組み
- ② 安心安全による活動（運行）への取り組み
- ③ 多様な福祉サービスとの連携

### (2) おたすけサービスの充実

居宅において日常生活に支障がある人に対して、地域生活課題として受け止め、既存の制度では対応できないサービスの隙間の支援として、住民相互の助け合い活動の仕組みの中の住民サポーターによる活動を通し、自立した生活が続けられるよう生活の支援に努めます。

- ① サポーター養成講座の開催
- ② 関係機関との連携強化
- ③ 生活支援グループの活動支援
- ④ 生活支援組織の開発・自治会等との協働や研修会開催
- ⑤ 生活支援サポーターフォローアップ研修
- ⑥ 生活支援サポーター交流会の開催

## 1 5. まごころ訪問事業の充実（市、受託事業）

超高齢社会を迎え要支援者等が増加する中、住み慣れた地域

で自立した生活を営むことが出来るよう、地域の多様な主体が支援することで、可能な限り要支援等の状態の予防若しくは維持又は改善につながる支援を行います。

- (1) まごころサポーターフォローアップ研修
- (2) まごころサポーター交流会の開催
- (3) 先進地への視察研修
- (4) 関係機関との連携強化

### 福祉推進課 総合相談・在宅支援担当

## 1. 福祉あんしんセンターの拡充

高齢や障がいなどにより、判断能力が低下してきた方に、地域で安心して自立した生活が送れるよう、権利擁護の視点を持ち支援を行います。さらに判断能力が低下した場合には、行政との連携を密に図り、成年後見制度へ円滑に移行できるよう取り組みます。

### (1) 福祉あんしんサービスの充実

- ・専門職や関係機関との情報の共有と連携強化  
（行政、地域包括支援センター、障がい者基幹相談支援センター等との連携、困難事例の協議）
- ・社協の各事業との連携強化を図り、総合的な生活支援サービスとして内容の充実化を進めます。

- ・成年後見制度への移行や成年後見人への円滑な引継ぎ
- (2) 法人後見制度の更なる充実
  - ・あんしんサービスからの継続した支援を活かし、その人らしい生活が送れるように努めます。
- (3) 運営審議会の充実
  - ・事業運営の適正化や困難ケース等の審議の場として、機能充実を図ります。

## 2. 成年後見制度利用促進への取り組み

成年後見制度の利用が必要な方を早期発見し、福祉・介護・医療の専門家や法律の専門家と連携しながら、住み慣れた地域でその人らしい生活が送れるよう支援します。

- (1) 中核機関事業の受託
  - ・行政関連機関と連携し、各専門家の意見を聞きながら適切な中核機関事業の運営に取り組みます。
  - ・権利擁護に係る総合的な相談体制の構築に取り組みます。
- (2) 成年後見制度の周知・広報
  - ・成年後見制度の利用促進に向けて、市民への周知・広報に取り組みます。

## 3. 相談事業機能の充実

様々な生活課題を抱える人たちの、問題解決への糸口になれるよう各相談事業の向上に努めます。

### (1) 心配ごと相談

- ・身近な相談窓口として、気軽に心配ごとを相談できる環境整備
- ・専門的な相談体制の充実（司法書士・行政書士）
- ・相談連絡会での情報提供と相談活動の学習

### (2) 悩みごと相談

- ・悩みごと相談の事業周知の強化
- ・相談員（産業カウンセラー）との情報交換

## 4. 生活困窮者自立支援事業

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が安定していた業種・職種に就いている市民も、令和2年以降、生活困窮状態になっています。これまで最低生活費前後で生活ができていたと思われる方々も、収入が減ったり、収入を失ったりすることで、世帯の生活を維持できない状態になっており、当面は増え続けると想定される相談者に対し、関係機関と連携し包括的な対応を図るとともに、相談者の状況に即した支援に取り組みます。

### (1) 相談者への対応能力強化

- ・傾聴を心がけ、相談者との信頼関係の構築に努めます。
- ・社協の強みである地域組織や専門機関とのつながりを生かして、社協内の各事業とも連携し、相談者の自立に向けた支援を行います。
- ・特例貸付や住居確保給付金以外の支援も実施し世帯の自立

を図ります。

- ひきこもり状態にある人が暮らす世帯への相談対応の充実を図ります。

## (2) 相談員の資質向上

- 研修受講機会を増やし、相談員の資質向上を図ります。
- 相談員全員で同等の相談対応が出来るように、各制度の理解と能力向上に努めます。

## 5. 福祉資金貸付事業

行政担当所管との連携を深め、生活保護決定までのつなぎ資金貸付を受付け、生活再建への支援に取り組みます。

## 6. 配食サービス事業（市、受託事業）

### (1) 的確な安否確認

- 的確な利用者情報の基、配達時から得られる生活習慣や健康状態等を把握し、必要に応じ行政、地域包括支援センターをはじめ関係者等との連携連絡を密に行い、利用者の安否確認の徹底を図ります。

### (2) 関係機関との連携強化

- 利用者や家族並びに社協の他部署や関係機関等との連携や情報交換を密に行い、緊急時等の迅速・適切な対応に努めるとともに、社協のネットワーク力を活かした事業を展開します。

① 社協の他部署との個別ケースの情報共有

② 社協の他部署とのケース会議（必要時）

### (3) 安心安全な食事の提供

- 調理委託業者と定期的に協議を行うことにより、利用者ニーズに添うとともに、定期的に調理現場の視察を行い衛生管理の徹底化など安心安全な食の提供に努めます。
- 利用者の身体状況や介護予防の観点を、アンケート調査で行いメニューの検討・研究に努めます。
- 配達業務は緊急時にも対応していくため、救急救命講習の受講、認知症等の学習や安全運転のための講習を行い、職員資質の向上と安心できる食事の提供体制づくりに努めます。

### (4) 地域づくりへの取組み

- 配達業務から利用者との信頼関係を築き、利用者が抱える生活課題の把握ができるよう努めます。また、個の課題から地域の課題へと繋げることで地域担当との連携を図り、孤立防止や地域づくりへの展開につながるよう取り組みます。

① 利用者状況の的確な把握を行うための、情報更新作業の実施

② 事業を通して、必要とされる地域の見守り支援等との連携を図る。